

宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱

令和3年9月30日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、予算で定めるところにより、県内介護サービス事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 介護事業を行う県内の施設又は事業所を運営する法人であり、外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）もの。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費、補助額及び補助基準額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助額及び補助基準額等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額	補助基準額等
外国人介護人材受入れ施設等が行う(1)から(3)の取組にかかる経費 (1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組 (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 (3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組	補助基準額等の欄に掲げる補助基準額、対象経費の支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額以内とする。 (1,000円未満切り捨て)	補助基準額（上限） ：200,000円（1施設あたり） （補助額（上限） ：200,000円×2/3 ⇒133千円）

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書(別記様式第3号)
- (2) 外国人介護人材に係る雇用契約書の写し
(雇用予定の場合は雇用予定であることが確認できる資料)
- (3) 購入・支出予定対象のカタログ、パンフレット等
- (4) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (5) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)
- (6) 第2条第4号に係る誓約書(別記様式第5号)
- (7) その他知事が必要と認める資料

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の総額の20%以内の減額とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第8号)
- (2) 収支決算書(別記様式第9号)
- (3) 精算額算出内訳書(別記様式第10号)
- (4) 支払いが確認できる書類(領収書又は請求書の写し等)
- (5) 購入した物の写真(物品購入の場合のみ)
- (6) その他知事が必要と認める資料

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別紙及び別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行し、令和3年度予算に係る宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金から適用する。

この要綱は令和4年3月31日から施行し、令和4年度予算に係る宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金から適用する。